

国の登録有形文化財一覧（令和3年3月現在）

名 称	構造及び形式	所 在 地	建築年代等
1 隆 泉 苑	木造平屋建、瓦葺	中田町1-43	昭和6年
2 隆泉苑表門	木造四脚門袖塀付、瓦葺	中田町1-43	昭和6年
3 懐古堂ムラカミ屋	木造2階建、鉄板葺	大社町18-5	大正15年
4 三嶋曆師の館 (旧河合家住宅主屋)	木造平屋建、瓦葺	大宮町2-5-16	江戸末期
5 梅 御 殿	木造2階建、銅板葺	一番町15-6	明治中期
6 丸平商店店舗	木造2階建、瓦葺	中央町4-16	明治初期
7 丸平商店土蔵	土蔵造及び石造2階建、瓦葺	中央町4-16	明治初期
8 旧三島測候所庁舎	鉄筋コンクリート造2階建	東本町2-5-24	昭和5年
9 旧小松宮別邸桜御殿	木造2階建、瓦葺	一番町2682-1	明治25年

【国の登録有形文化財とは】

文化財登録制度は、平成8年の文化財保護法改正のとき、最初に「建造物」を対象として導入された比較的新しいものです。文化財を幅広く保護する必要性が認識される中で、厳しい規制を敷く指定制度の枠組みを補うものとして制定されました。ゆるやかな規制のもとで「文化財を自由に活用しながら保存していく」という考え方でつくられたのがこの登録制度です。

建築後50年を経過していることが必須条件ですが、その他「造形の規範となっているもの」などの要件を満たすものが登録の対象となります。住居や旅館などで実際に使用しているものでも対象とされる点など、より身近な印象を受けるところに魅力があるともいえるでしょう。まだ三島市内には、いくつもの貴重な建物が残されています。

現在の登録件数は全国で12,443件（令和2年1月1日現在）。欧米諸国などではすでに定着している制度で、イギリスでは40万件以上（1993年時点）も登録されています。

登録されると登録証と写真のようなプレートが交付されます。

平成16年の法改正では「有形民俗文化財」や「記念物」など、建造物以外の有形文化財にまで登録制度の範囲も拡大されています。



題名	はぐくもう。歴史を守り伝える心。 ～三島市にある国の登録有形文化財～
監修	太田新之介氏（建築家・三島市文化財保護審議委員）
編集・発行	三島市教育委員会
印刷	文光堂印刷株式会社
発行年月日	令和3年3月31日（第3版） 3,000

丸平商店店舗

『まるへいしょうてん てんぼ』

平成18年10月18日登録《登録番号 第22-0115号》



令和3年3月時点

丸平商店は明治初期に建てられた木造2階建の商店建築です。平成15年には金物店から飲食店に改装されました。建物の外部は当時の防火建築である土蔵風仕上げ。壁の漆喰やなまこ壁、正面入口の広い間口と大きなガラス戸の意匠、両脇の石造壁、軒を支える太い垂木の構造などに特色があり、三島市内では屈指の文化財的建造物といえるでしょう。



平成18年時点

構造及び形式	木造二階建、瓦葺
建築面積	99㎡ 30坪
登録の基準	国土の歴史的景観に寄与しているもの

丸平商店土蔵

『まるへいしょうてん どぞう』

登録年月日 平成18年10月18日《登録番号 第22-0116号》



この土蔵は店舗部分を飲食店に改装した際に店舗の一部として改装されました。建物の構造は土蔵造りとなっており、外部は腰が石造り、外壁が土壁下地の漆喰塗り仕上げで、窓など開口部周りは防火戸に仕上げられています。内部は松材を使い、床を敲击風の土間に変えてありますが、階段部分をわずかに改修した他はほぼ建築当時の姿が残されています。

構造及び形式	土蔵造及び石造二階建、瓦葺
建築面積	60㎡ 18坪
登録の基準	再現することが容易でないもの

旧三島測候所庁舎

『きゅう みしまそっこうじょちょうしゃ』

登録年月日 平成19年5月15日《登録番号 第22-0121号》



三島測候所は昭和5年の竣工後、北伊豆地震の被害から免れた鉄筋コンクリート造の建物です。正面中央部が2階、左右が1階建ての左右対称の外観。モダニズム風を基調とし、正面2階窓台を半円状に張り出し、玄関のくし型の欄間にステンドグラスをはめ込むなど、実用性と機能性を重視するこの種の建築には珍しい意匠性を持つことが特徴です。

構造及び形式	鉄筋コンクリート造二階建
建築面積	193㎡ 58坪
登録の基準	造形の規範となっているもの

三島市登録有形文化財



各文化財へのアクセス方法

《JR三島駅（南口）より》

- 隆泉苑・隆泉苑表門
伊豆箱根鉄道「三島田町駅」下車 徒歩3分
- 懐古堂ムラカミ屋
徒歩10分（三嶋大社の南 約50m）
- 三嶋曆師の館（旧河合家住宅主屋）
徒歩15分（三嶋大社の東 約300m）
- 梅御殿
徒歩2分 楽寿園が窓口
（内覧は要予約。電話 055-975-2570）
- 桜御殿
一般開放に向け調整中
- 旧三島測候所庁舎
東海バス4番乗り場から「玉沢」行きで、「東町」下車 徒歩5分
- 丸平商店店舗・土蔵
徒歩10分（三嶋大社の西 約50m）

三島市にある 国の登録有形文化財

はぐくもう。歴史を守り伝える心。



隆泉苑

『りゅうせんえん』

登録年月日 平成9年11月5日《登録番号 第22-0006号》



隆泉苑は佐野美術館（昭和41年開館）の設立者、佐野隆一翁が故郷の両親のために昭和6年に建てられ、昭和52年、遺族により同館に寄贈されたものです。同美術館の敷地内にあり、庭園を含めた敷地6,000㎡余の中に建つ平屋建の家屋です。伝統的木造工法による書院造りと数寄屋造りを併せ持ち、回遊式庭園が落ち着いた雰囲気構成しています。

構造及び形式	木造平屋建、瓦葺
建築面積	324㎡ 98坪
登録の基準	造形の規範となっているもの

隆泉苑表門

『りゅうせんえん おもてもん』

登録年月日 平成9年12月12日《登録番号 第22-0008号》



隆泉苑表門は昭和6年に建てられた間口の広い両袖塀付の四脚門で、切妻造り、瓦葺という構造になっています。表門の意匠は左右の袖壁と一体的で、上端を開放的に仕上げ、土壁の腰下を縦板貼りとしています。全体に簡素な造りとしながら、ケヤキの一枚板を用いた門扉は見応えがあり、訪れる人々を魅了しています。

構造及び形式	木造四脚門袖塀付、瓦葺
登録の基準	造形の規範となっているもの

懐古堂ムラカミ屋

『かいこどう むらかみや』

平成12年10月18日登録《登録番号 第22-0071号》



大正12年の関東大震災・昭和5年の北伊豆地震後の復興により、三島市には大正・昭和の重要な建造物が数多く建てられました。懐古堂ムラカミ屋（旧ムラカミ洋品店・大正15年建築）は、三嶋大社前という当時の商業地域の中心に位置した店舗併用住宅で、その建築年代や意匠から、三島の町並みを代表する壁を銅板で張った看板建築のひとつといえるでしょう。

構造及び形式	木造二階建、鉄板葺
建築面積	136㎡ 41坪
登録の基準	造形の規範となっているもの

三嶋曆師の館（旧河合家住宅主屋）

『みしまごよみしのやかた』

登録年月日 平成18年10月18日《登録番号 第22-0113号》



河合家は三嶋曆を製作していた三嶋大社の社家です。建物は木造平屋建、漆喰塗りの真壁造りで屋根は現在では作られていない特殊な瓦葺となっており『起り破風』の屋根をもつ式台玄関に特色があります。同家の言い伝えでは幕末に旧家屋が焼失した後、蕪山代官の江川太郎左衛門の計らいで裾野市十里木の関所を解体・移築された建物であるといえます。

構造及び形式	木造平屋建、瓦葺
建築面積	218㎡ 66坪
登録の基準	造形の規範となっているもの

梅御殿

『うめごてん』

平成18年10月18日登録《登録番号 第22-0114号》



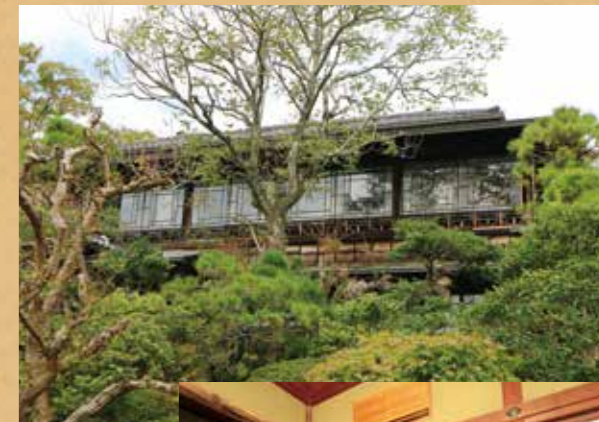
梅御殿は明治23年の小松宮彰仁親王 別邸造営の際、京都御所の一部を下賜された木造2階建の建物です。主室の床柱に梅の木が使われていることから梅御殿、また、その主座敷を梅の間と呼びます。高床式書院数寄屋造の邸宅は簡素な趣をもつ書院風のもので、京都画壇の画家による彩色の杉戸絵や襖絵があり、宮家の独特な雰囲気を持っています。

構造及び形式	木造二階建、銅板葺
建築面積	150㎡ 45坪
登録の基準	造形の規範となっているもの

旧小松宮別邸 桜御殿

『きゅうこまつのみやべってい さくらごてん』

登録年月日 令和元年12月5日《登録番号 第22-0283号》



桜御殿は京風の書院造で、宮家独特の品格の高い雰囲気を持っています。本来は梅御殿と渡り廊下で結ばれた一続きの建物で、1階の床柱は皮付きの桜、2階の床柱には桜の磨き丸太を使用していることから桜御殿と呼ばれました。敷地高台の最北部に建つ宮様の私的な建物で、2階御寝所の主座敷からは富士山の眺望を楽しめます。また建築装飾は、親王好みといわれる菱菊文の釘隠し、七宝の引手、出書院透かし欄間、照明器具など高格で瀟洒な意匠で統一されています。

構造及び形式	木造2階建、瓦葺
建築面積	144㎡
登録の基準	造形の規範となっているもの